

[商品概要説明書]

ライフアップローン（マイカーローン）

（2024年4月15日現在）

保証会社：株式会社ジャックス

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○当JAの地区内に居住または勤務をされている方。○お借入時の年齢が満18歳以上で完済時年齢81歳未満の方。○安定・継続した収入の見込みがある方。○マイカーローン借換の場合、直近6か月以内に借換対象のマイカーローンの返済に延滞がない方。○新卒者の場合は、就職先の内定が確定している方。○㈱ジャックスの保証が受けられる方。				
お使いみち	<ul style="list-style-type: none">○自家用車・オートバイの購入(中古車を含む)○カーナビ等カー用品購入資金（自動車購入資金と同時申込み）○運転免許取得資金、車検・修理・整備資金等○車庫建設資金（100万円まで）○他社マイカーローンのお借換に必要な資金（残価設定型ローンの残価部分の借換を含む）				
お借入金額	○10万円以上1,000万円以内（1万円単位）とし、所要額以内とします。				
お借入利率	<ul style="list-style-type: none">○固定型 当初のお借入利率を完済時まで適用いたします。○変動型（住宅ローンプライムレート基準） お借入利率は、実際にお借入れいただく日の適用利率となります。 貸出後は、基準金利（住宅ローンプライムレート）が変動した後の約定返済日の翌日から適用利率が変動します。 ※適用利率は当JAの住宅ローンプライムレートに所定の上乗せ又は引下げをした利率				
お借入期間	<ul style="list-style-type: none">○6か月以上15年以内（1か月単位）とします。※マイカーローン借換の場合も、借換日から15年以内とします。				
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none">○元利均等毎月償還○元利均等毎月償還およびボーナス月増額償還併用 *ボーナス部分は借入額の50%以内（1万円単位）○元金据置払い 但し、新卒者の場合に限りとし、元金据置可能期間は10月から翌年3月までの就職前6か月以内とします。				
担保・保証	<ul style="list-style-type: none">○㈱ジャックスの保証をご利用いただきますので、担保は不要です。○連帯保証人は原則不要ですが次の場合は徴求します。 ジャックスが必要と認めた場合。				
保証料	○利息に含みます				
団体信用生命共済	<ul style="list-style-type: none">○ご希望により当JA所定の団体信用生命共済にご加入いただけます。 <table border="1"><thead><tr><th>団体信用生命共済名</th><th>加算利率</th></tr></thead><tbody><tr><td>団体信用生命共済名（特約なし）</td><td>年0.2%</td></tr></tbody></table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済名（特約なし）	年0.2%
団体信用生命共済名	加算利率				
団体信用生命共済名（特約なし）	年0.2%				
9大疾病補償保険	○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に年0.5%が加算されます。				
手数料	<ul style="list-style-type: none">○ご融資の際、3,300円のローン手数料(消費税等含む。)が必要です。○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合や				

	<p>ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合、手数料が必要になる場合がございます。</p> <p>○詳細は当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>
お申込時にご用意いただく書類等	<p>○所得を証明する書類 源泉徴収票、所得証明書、住民税決定通知書、確定申告書等の写し 必要により納税証明書（その 1・2）をご用意いただきます。</p> <p>○運転免許証、健康保険証、またはパスポート等</p> <p>○見積書または、売買契約書、注文書等 *他社マイカーローン借換の場合 ・返済予定表と返済状況が確認できる資料（直近6か月）</p> <p>○認印</p> <p>※お申込内容によっては追加の書類をご用意いただくことがあります。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支所または金融部（電話：0475-82-3267）にお申し出ください。 当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○当 J A でのご融資額が500万円を超える場合は、組合員資格（出資加入）が必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>